# 会社法の施行により登記しなければなりません！
# （有限会社編）

会社法の施行時に次のケースに該当する場合は，会社法の施行日から６か月以内（ただし，これより前に他の登記をする場合は当該他の登記と同時に）に登記をしなければならないとされており，これに違反した場合は過料に処せられますので，ご注意願います。

定款に有限会社法３９条１項ただし書（議決権の数又は議決権を行使することができる事項），４４条（利益の配当）又は７３条（残余財産の分配）の規定による別段の定めがあり，その定めが持分に関するものである場合は，それぞれ会社法１０８条１項３号（株主総会において議決権を行使できる事項），同１号（剰余金の配当）又は同２号（残余財産の分配）についての定めがある種類の株式とみなされることから，「発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容」等の登記をしなければなりません。

☆その他

最低資本金制度が廃止されることに伴い，いわゆる「確認会社」に課せられている「５年以内に最低資本金を達成するか組織変更をしない場合は解散する」等の各種規制は廃止されますが，定款に定めるこの旨の解散事由は，定款を変更して廃止しない限り，会社が定めた解散事由として存続します。したがって，定款の変更及び解散事由の廃止の登記申請をしないままこの解散事由が発生した場合には，解散会社として取り扱われることとなりますので，ご注意願います。

なお，この解散事由の廃止の登記申請については，６か月以内にしなければならないという期限はありません。

※　これらの登記手続についてのご相談は，“相談コーナー”でお願いします。

# 会社法の施行により登記事項が変わります！（有限会社編）

本年５月に，「会社法」及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」等が施行される予定です。

これらの法律等が施行されると，有限会社法は廃止され，既存の有限会社は会社法の規定による「株式会社」として存続することとなります（この会社を「特例有限会社」といいます。）。特例有限会社の登記事項は以下のとおり変更されますので，お取りいただく登記事項証明書の記載事項も変わることになります。

なお，会社法の規定による株式会社として存続する特例有限会社は，商号中には「有限会社」の文字を用いなければならないとされていますので，その商号は，従来どおり「有限会社」のままとなります。

１：　すべての特例有限会社について，「発行可能株式総数」，「発行済株式の総数」，「株式の譲渡制限に関する定め」が新たに登記されますので，登記事項証明書にもその旨が記載されます。

なお，この場合の「発行可能株式総数」及び「発行済株式の総数」は，有限会社として登記していた［資本の総額÷出資一口の金額］で得た数を職権で登記します。

２：　定款に「合併等の公告をする方法」の定めがない場合又は「公告方法」を二つ以上定めている場合には，「公告をする方法」として「官報に掲載してする旨」が登記されますので，登記事項証明書にもその旨が記載されます。

なお，公告方法として「会社が合併の公告をする方法」の定めのみが登記されている場合は，その方法を「公告をする方法」として登記します。

３：　すべての特例有限会社について，「出資一口の金額」は抹消され，また，「取締役や清算人の共同代表の定め」及び「支配人の共同代理の定め」の登記がされている場合も抹消されますので，登記事項証明書にも記載されなくなります（ただし，履歴事項証明書をお取りいただいた場合は，抹消事項として記載されます。）

４：　「記録事項名」が次のように変更されますが，これらは会社法の施行に伴い呼称が変わるだけで，記載されている内容は変わりません。

①「資本の総額」→「資本金の額」

②「存立時期」→「存続期間」

※　これらの登記は，登記官が職権で行いますので，お客様から登記申請していただく必要はありませんが，登記されている会社数が膨大であることから，システム上，会社法施行時にすべての会社について職権登記を完了させることができません。

したがって，お客様が，職権による登記が未了の会社について各種証明書を申請された場合は，お時間をいただいて，職権登記を完了してから証明書を作成させていた

だくことになります。ただし，お客様にお待ちいただけない事情があり，旧登記事項が記載された証明書でも差し支えないというご意向であれば，職権登記完了前の登記事項を証明する証明書を作成させていただきます。この場合の証明書は旧登記事項の記載のままですが，経過措置により，各登記がされたものとみなされていることから，法令上，会社法に適合した内容の証明書として取り扱われますので，何ら問題ありません。

また，他の登記所管轄の会社の証明書をご申請いただいた際に，職権登記が完了していなければ旧登記事項のままの証明書となりますが，この場合の証明書も，法令上，会社法に適合した内容の証明書として取り扱われますので，同様に何ら問題ありません。